

177-衆-外務委員会-5号 平成23年04月13日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

議論もありましたが、福島原発事故、まさにこのことは各国からも深刻な憂慮が表明されているわけであります。

四月四日からウィーンで行われた原子力安全条約の再検討会合でも、天野 I A E A 事務局長は冒頭発言で、もっと詳しく情報を提供してほしいという国際的意見が非常に強いというふうに述べておられます。松本大臣は、さきの日本・A S E A N 特別外相会議でも、最大限の透明性を持って国際社会に対する情報提供を行っているというふうに述べられましたけれども、私は、肝心なのは中身だと思っんですね。

正確な情報を速やかに内外に開示すべきは当然なんですけれども、レベル7という深刻な事故となつて一カ月以上も危機的状況が続くという今世界でも経験のない事態になっているわけで、日本政府として、事故の現状がどうなっているのか、それから危機をどう収束して乗り切ろうとしているのか、その全体像と見通しを国際社会にもはっきりと語っていく、そして理解を得るという努力をやっているのかどうか肝心のポイントだと思っんですが、今現状がどうなっているのか、それから、今後収束をしていくための全体像と見通しについて、どういうふうに語って理解を得られようとしているのか。その点はいかがですか。

○松本（剛） 国務大臣 率直に申し上げて、地震直後の時期など、すべての情報が、これは原子力発電所に限りませんけれども、そろっていない時期があったことも事実だろうというふうに思いますが、現在のところは、あらゆる情報、そして行っている措置、行う予定の措置など、私どもとして申し上げられるものはすべて申し上げているという意味で、最大限の答弁をもって迅速かつ正確な情報提供を行っていきたいというふうに申し上げていると思っております。

○笠井委員 ですから、収束について、みんなどうなるか、世界も非常に憂慮しながら、いろいろなことで知恵も出そうという話もあるわけですよ。そのときに、今どういう現状にあつて、これから全体像としてどんな見通しを今持っているのかということについて、ちゃんと語っているんですか。

○松本（剛） 国務大臣 まさにおっしゃったように、世界各国が知恵を出そう、こうおっしゃっていただいております。各国の専門家の方々にも、日本までおいでいただける方にはおいでをいただいて意見交換をしていく中で、有意義な支援をいただいているというふうに理解しております。

○笠井委員 伺つてもなかなかお答えが出てこないんですけれども、依然として予断を許さない事態だけに、政府の責任で正確な情報をきちつとやっていくというのと、それから、どうなっていくのかというふうに見通して、今何をしているのかということもきちつと説明してこそ、これは本当にいろいろな知恵も出てくるんだと思っんです。

国内外の専門家の知恵と能力を総結集して、危機収束への明確な見通しを持って、あらゆる事態を想定した総合的な取り組みをする上でも、そういうやはり国際社会に対する発信というのがなければだめだ、そこはきちつと持たないと、またそれが見えてこないというのが国内外にあるわけですから。

では、伺いますけれども、今回の原発事故への対応で、どんな国からどのような協力支援を得ているのか。それからさらに、それにとどまらず、今後、国際社会にも危機収束のための協力支

援を積極的に要請していくべきじゃないかと思うんですけども、そういうおつもりがあるかどうか。いかがですか。

○松本（剛） 国務大臣 今、米国、フランスからは、原子力専門家などの派遣や物資の提供を受けてきているところであります。

米国からは、原子力規制委員会、NRCなどから原子力の専門家の派遣を受けております。また、消防車やポンプ車、また防護服、そして硼素、さらには淡水を運んでいただくバージ船の提供なども受けたところであります。フランスからも、アレバ社の専門家の派遣を受けると同時に、防護服、測定器、ポンプなどの提供を受けているところでございます。

○笠井委員 それ以外に、では、今後さらに、その二カ国にとどまらず、いろいろな知恵と力もお願いしたいというような、国際的な危機収束のための協力支援の要請をするつもりがあるかどうか。

○松本（剛） 国務大臣 既に伝えられていると思いますが、昨日は韓国の専門家が来られて、有意義な意見交換をさせていただきましたし、ロシアからも専門家の方が、もう既にお戻りになられたと思いますけれども、来られたということでございますし、英国からも、また物資などの支援もいただいております。

私どもとしては、今おっしゃったように、内外の知恵と力を結集してこれに対処しなければいけないという点については、そのとおりではないかというふうに思っております。

○笠井委員 四月四日に実施した放射能汚染水の放出についての対応、議論もありましたけれども、改めて私からも、アメリカとは事前に協議し、内諾を得ていたと報じられる一方で、韓国、ロシア、中国などの周辺諸国から、事前通知がなかった、一方的で不透明という厳しい批判が寄せられているわけでありまして。大臣はそうした批判をどう受けとめているか、改めて伺いたい。そして、誠意を持って対応して理解と協力を得ることが必須じゃないかと思うんですが、その立場について伺いたいと思います。

○松本（剛） 国務大臣 低レベルの放射能汚染水の放出について、特定の国にあらかじめお知らせをするとか、そういったことをしたというふうには承知をしております。決定そのものは東京電力、もちろん政府もその決定をしっかりと責任を持たなければいけないわけだというふうに思っておりますけれども、決定について特定の国の内諾を得たとか、そういうプロセスがあったというふうには私どもは承知をいたしております。

これは先ほど首藤委員の質問でも申し上げましたけれども、この低レベルの汚染水の放出については、その後の高レベルの放射能汚染水の移しかえなどの作業というものを急がなければいけないということで、限られた時間の中でできるだけ早く実施に移したいという、いわば対応チームの思いというか考え方があった。

他方で、決めて速やかに実行に移す中で、今おっしゃったように、自治体ももちろんでありますけれども、関係の国々にはできる限り説明をすべきだという要請の中で、今回は非常に時間が限られている中でしたので、我々としては、率直に申し上げれば、たまたまでありますけれども、三時半に発表するという、直後の四時に在京各国大使館との説明会があらかじめセットされておりましたので、その機会を利用して、その時点でわかっていることについて説明させていただくと同時に、後から得られた追加の情報についてはファクスなどでお送りをさせていただいたという方策をとったわけでありましてけれども、さらに丁寧に説明をしてほしいという趣旨の問題提起が韓国などからあったということ踏まえて、以後のことについてまた連携をさらによくして、

そういった対応に努めるようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

○笠井委員 批判は率直に受けとめて、申しわけないということがあって当然だと思うんですよ。

五日の会見のときに大臣が、国際法上の義務との関係では問題にならない、現段階では国境を越えて影響を与えるものではないというようなことで言われてしまうと、これは何なんだという話になるわけで、一層不信を与えるだけであります。周辺国や国際社会に対して、正確な情報の開示と、それから見通しについても丁寧に説明に徹するという立場でやらなければ、本当に理解や協力は得られないということを申し上げたいと思います。

次に、東日本大震災による被害についてであります。農水省、お願いしています。

現時点での農林水産関係の被害状況について、どれぐらいの額だと見積もっておられるか。また、今後どれぐらいになるか、いつごろまでに全容が判明するというふうに今考えていらっしゃるのでしょうか。

○藤本政府参考人 お答えいたします。

今回の過去にない大規模な地震と津波によりまして、東北地方の太平洋沿岸を中心といたしまして、広範な地域にわたって農林水産業に甚大な被害がもたらされたところでございます。その被害の全容につきましては、いまだ残念ながら明らかになっておりませんが、農水省で現在把握しております農水関係の被害額は一兆三千九百十七億円に上っております。

今後の被害額の見通しでございますけれども、確たることは今の段階で申し上げられませんが、水産関係などで、今後の調査が進む結果、被害額がさらにふえることが考えられます。引き続き状況の把握に努めてまいりたいと思っております。

○笠井委員 全体が判明するまでにはどうか、明らかになるのはかなり時間がかかっていくということで、やはりそういうことになりますかね。

○藤本政府参考人 現地の方でも壊滅状態の地域、漁村中心にございますので、ちょっとお時間をいただくような形になるかと思えます。

○笠井委員 今回の大震災で、東北や関東地方などの農林水産業の生産基盤が大きな打撃を受けて、被災地の事業所が壊滅的打撃を受けながら雇用悪化も深刻という状況です。広範な地域での生活の見通しが立たないという状況にある。その上に、福島原発の事故による放射能拡散という被害も加わっているということでもあります。

大臣、そういう深刻な被害が広がっている中で、震災前に政府が目指していたTPP交渉への参加についてなんですけれども、六月をめどに決めるという方針は、これはもう根本から見直して、やめていく、あるいは、まず、そういう点では被災地の復旧復興に最優先で全力を挙げる、当然そういう立場になっていくと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○松本（剛） 国務大臣 現在のところ、震災の対応ということで対策を行うと同時に、生活の支援、そして経済活動の復旧に、早期に回復するように、全力を尽くすところで行っているということは事実であります。

同時に、復興をこれから進めていくという中で、どういった復興、国のあり方というものを考えていくのかということが重要になってくると思っておりますが、そういう中で、国力を高めるという必要性は一層ふえてくると思っておりますし、国力を高めるものとして、経済外交の一環としての経済連携があるというふうに考えているところでございます。

これから復興のあり方の青写真の議論が行われていきますし、その中で必要な政策のしっかり

とした位置づけが行われていく、こう考えておまして、その中で、T P P交渉参加を含めた経済連携についても議論をされて、方向を定めていくことになると考えております。

○笠井委員 今、被害の全容がわかるのも時間がかかるという話もあって、そして、今後の復興の中でということでの国づくりのプランという話だったわけですから、そうなりますと、六月をめどにT P P交渉参加については決めると言ったことについては無理だ、これはもう当然そういうことになりますね。

○松本（剛） 国務大臣 復興の青写真づくりは急がなければいけないと思っております。

○笠井委員 被害の全容がわかるのにまだ時間がかかると言っているのに、青写真もまだそんなにできないで六月という話になるのはおかしいんじゃないですか。六月というのにこだわる理由は何ですか。

○松本（剛） 国務大臣 復興の青写真というものは、当然、引き続きの搜索、救援、そして被災者の生活支援というのが必要だということは我々としても万全を期さなければいけないことは申し上げるまでもないことでありますが、同時に、経済活動の復旧から復興に向けても動き出していかなければいけない、まさに我々は立ち上がっていかなければいけないというふうに考えておまして、その方向、青写真というのは議論を始める時期に来ているのではないかと思いますし、議論を速やかに、一つの方向性を出していくことというのは急いでいかなければ行動に移せない、こう考えております。

○笠井委員 東北地方を初め、被災者の皆さんが聞いたら、もう本当に、こんなときにT P Pという話になりますよ。

大震災直後の参議院の予算委員会の公聴会で、藤井聡京大教授が日本のT P P参加についてこう述べられております。

被災地に諸外国からの安い農産品という第二の津波が来襲すれば、ふるさとの再生どころか、ますます壊滅的な被害をこうむることは必定だ、せっかく農地を復旧しようとしても、T P Pによってどうせ将来使えなくなるんだという気分が支配的になれば、復興に向けた士気がた落ちになる、だからこそ、被災した農業地帯が復興に専心できるように、T P P交渉不参加の決定の明言が是が非でも必要だと国会で述べられているんですね。

大臣、本当に気持ちがあわっているかという問題ですよ、被災地の皆さんの。

農水省に伺いますけれども、東北、関東地方各県のうち、T P Pに関して、参加すべきでない、あるいは慎重に検討すべきという意見書を決議した県議会は幾つで、どこでしょうか。

○實重政府参考人 お答えいたします。

T P Pに関する都道府県議会からの意見書につきまして、これは震災前に集計したものでございますが、これまでに四十件提出されております。そのうち、T P Pに参加すべきではないというものが十一件、慎重に検討すべきというものが二十三件、合わせて三十四件が全体としてはございます。

このうち、委員御質問の東北、関東につきましては、全部で九県から意見書が提出されておまして、参加すべきでないというのが青森、岩手、山形の三県、慎重に検討すべきというのが宮城、秋田、福島、神奈川の四県、合わせて七県でございます。七県が参加に反対または慎重となっております。

なお、その他の二県は茨城と群馬でありますけれども、T P Pについては国内対策が必要とす

るとともに、拙速に参加をしない、または拙速に参加の判断を行わないといった意見でございます。

○笠井委員 もともと、農林水産業や地域経済にとって壊滅的な打撃を受けるということで、T P P参加には反対、慎重だった被災各県にとって、大震災、原発事故に加えてT P P交渉参加となれば、トリプルパンチになります。被害の全容と額がわかるまで相当時間がかかるとさっき農水省も言われたので、自給率確保という点でも、被災県以外が支えなきゃいけないというところでありまして、少なくとも、六月をめどに交渉参加を決定するという方針は明確に見直す。大臣、これぐらい言わないと、ちょっとこれは本当に被災地からも、今の政府は何なんだということになりますよ。

○松本（剛） 国務大臣 T P P参加と交渉参加と、私どもは、交渉参加について、今、情報収集の結果としてどうするかということを議論しているというふうに承知をしておりますし、また、T P PそのものがどういったT P Pになるかということも含めて議論をしなければいけませんし、先ほど申し上げたように、我が国の国力、経済を高めるものとして、認められる段階で当然参加をするということになると思っておりますので、今の御議論、お話を承っておりますと、笠井委員とはT P Pに関する基本的な認識というものを異にしているのではないかと、このように思います。

○笠井委員 では、東北各県に行って聞いてください。T P Pをやります、交渉参加についてはやりますとやってくださいよ。どんなことになりますか。本当に考えられないですよ。大臣、基本認識を問われちゃいますよ。参加が議論になっているときに、こんなに決議が県議会から上がってきたんですよ。その上に、こんな被災を受けているんですよ。そんなときに、とんでもない話だと私は言いたいと思います。

次に行きます。

日豪のE P A交渉、これについても、米、牛肉、そして小麦、乳製品などの重要品目の農産物が含まれておりますが、これも当然のこと、私は見直しが必要だと思うんです。今回の大震災があったのがもとで、今月中に予定していた日豪E P A交渉の実務者会合を延期するというふうに報じてありますけれども、これは事実か。その理由は何でしょうか。

○松本（剛） 国務大臣 T P Pについても、交渉参加するかしないかを決定するのが六月だということを繰り返し申し上げさせていただきたいと思います。

その上で、日豪のE P Aについては、この四月に予定をしていた交渉については、当初、オーストラリアで行うことが予定をされておりましたけれども、関係者全員の日程、事情などによって延期をしたものというふうに承知をしております。

○笠井委員 大臣、そこで、日豪E P Aの交渉に関する二〇〇六年の衆参農林水産委員会の国会決議でありますけれども、こうあります。交渉に当たっては交渉期限を定めないこと、日本の重要品目について十分な配慮が得られないときは、政府は交渉の継続について中断も含めて厳しい判断で臨むことというふうにあります。

かつて民主党も野党時代に賛成をされましたこの国会決議を尊重してオーストラリアとの交渉に当たっているということで、これはよろしいですね。

○松本（剛） 国務大臣 国会でお決めになったことというのは、重く受けとめております。

○笠井委員 農水省に確認しますが、日豪EPA交渉については、三月九日に篠原農林水産副大臣の答弁でも、昨年十一月九日の基本方針で、交渉の妥結に向けた取り組みを加速化するということと、センシティブ品目に十分配慮するという二つを定めて、そして、政府としては具体的な交渉期限を定めているわけではないということも述べられております。こういう答弁があったのは間違いないですね。

○實重政府参考人 委員御指摘のとおり、センシティブ品目に配慮しながら交渉していく、また、交渉期限を定めていないということでございます。

○笠井委員 私、ここに、ことし一月に行われた日米貿易フォーラムに関する日米貿易フォーラム政策対話部分、一月十三日、九時三十分から十二時、発言ポイント案という文書がございます。冒頭に、日米貿易フォーラムの政策対話部分においては以下の発言ポイントを踏まえて適宜対処するということが書かれておりまして、そして、議長、日本側、八木外務省経済局長、米国側、カトラー通商代表補というふうにあります。

ことし二月、私の資料要求にこたえて外務省から送られてきたものであります。ファクスで送られてきました。この文書は外務省が作成したという文書で間違いないかどうか、確認をお願いします。

○松本（剛） 国務大臣 外務省がそれをファクスで送ったということですか。（笠井委員「はい、資料要求に対して送ってきました。こういう文書があるということは、外務省、確認できますか」と呼ぶ）

今、あらかじめのあれがありませんでしたので、ちょっと今、手元にその文書そのものはありませんので、どの文書かというのをコメントをすることはできないかと思えます。

○笠井委員 いや、外務省がいらっしゃるから。こういう文書があったかどうか、私のところに外務省から送ってきましたから間違いないと思うんですけども。二月二日に送ってきましたから。ちょっと確認してください。

○松本（剛） 国務大臣 あらかじめお知らせをいただければ、二月の二日にどこからどういう文書で送ったかというのは、私自身もできる限り目は通すようにしておりますが、外務省の文書をすべて承知しておるわけではありませんので。

○笠井委員 外務省はたくさんいらっしゃるし、伴野副大臣もいらっしゃるから、ちょっとそこで確認してください。文書があるかどうか。

○小平委員長 外務省、確認してください。

続けて質問、その間にどうぞ。

それでは、ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小平委員長 速記を起こしてください。

では、笠井委員、あとはいいですね。午後に時間はとりますから。四分ありますので。

○笠井委員 では、引き続き午後にやらせていただきます。

午後の部

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

午前中に残った部分から始めさせていただきます。

午前中、最後に、ことし一月に行われた日米貿易フォーラムに関する日米貿易フォーラム政策対話部分発言ポイント案という文書、これは外務省が作成したものかどうかという確認を求めたんですが、間違いありませんか。

○松本（剛） 国務大臣 笠井委員から資料要求をいただいて、御要請をいただいた資料とあわせて、誤ってお送りをしましたものとお聞きをしましたが、外務省でつくっている文書だというふうに理解しております。

○笠井委員 誤ってということですが、私、資料要求は、TPPに関する資料ということで求めて、国会の連絡室を通じて外務省にやって、それがまたきちっと組織的に来たわけですから、くれぐれも、大臣、担当された方が誤ってという個人の責任にするようなことは絶対しないようにしてくださいね。

いずれにしても、こういう文書について、手にしたわけですので、私、ちょっとそれにかかわって質問したいと思います。

この文書を見ますと、先ほど、日豪のEPAということでやりとりしたんですけれども、この文書の中に、こうあります。二国間EPAをめぐる現状、TPPとあわせてこんなことも出ているんですが、日豪については二〇〇七年四月に交渉を開始し、これまで十一回の交渉会合を開催している、次回会合は本年二月に行う予定、つまり、ことし二月ですね。さらに、その中で言われているのが、豪州側に対しては、本年末までに、可能な限り早期に交渉の大筋合意を図りたいとの意思を伝えており、豪州側も基本的にこの考え方に賛同しているという形で書いてあります。これが日本政府の立場として、日米貿易フォーラムに当たっての発言ポイントと方針書の中で書いてあるわけです。

そうしますと、先ほど大臣にも確認しましたが、国会の決議では、交渉期限は定めないということをやっている、大臣はそれを尊重するというで当たってきたと。

さらに、農水省にも伺いまして、ことし三月、直近の答弁も確認しましたが、具体的な交渉期限を定めているわけではないということをはっきりと、国会に対してはそういう形で言われているわけですが、実際には先方との関係でいいますと、相手国には本年末までに大筋合意したいということ言って、先方も賛同していたということになります。

そうしますと、これは国会と国民軽視ということになるんじゃないか。つまり、国会に対しては、期限を定めない、御決議もありますということで、前原前大臣も、早期とか、できるだけ早く合意とか言われたわけですが、実際には、相手との関係では、もう本年末ということまで具体的に言って、交渉でやっていて相手も賛同しているという関係になっているというのは、一体これはどういうふうに説明するんですか。

○松本（剛） 国務大臣 仕事でありますので、やはり目標を持ってやっていきたいということで、このような意思を持って仕事を進めているということでございます。

○笠井委員 だって、これは、交渉は期限を定めないでやるということと言ったわけですよ、国会にもそう言ったわけですよ。大臣もそれを尊重すると言ったわけですよ。農水省も、副大臣がこの三月の答弁では、定めているんじゃないんだと言っているわけですよ。でも、今の大臣の話は、定めて、それで目標を持ってやっていたという話じゃないですか。違うんじゃないですか。

○松本（剛） 国務大臣 累次にわたって交渉を重ねてきておりますので、やはり仕事の目標としてスピード感を持ってやりたいということをあらわしているというふうに理解をしておりますが。

○笠井委員 スピード感を持ってやるのはいいですけども、ではそれを、国会に対しては期限を定めずやっていますと言いながら、相手に対しては今年末までにやりたいんですよ。相手もそれに賛同していますよ。それは相手も、日本がそう思っているということを前提にして交渉しているよ。

なぜこれは期限を定めないかという、さっきもあったように、なかなかセンシティブな問題もあるし、なかなか複雑だ、だから期限を定めずにきちっとよく交渉をするんだという話だったんじゃないんですか。

○松本（剛） 国務大臣 もちろん、ですから、内容が一番重要でありまして、内容によるわけがありますけれども、交渉をスピード感を持ってやるという意味でこのようにお話をさせていただいたということがここに記されているというふうに理解をしております。

○笠井委員 だから、スピード感を持ってやるということと、具体的に今年末ということを使うことは別なんですよ。内容についても、だから、きちっと詰めていく必要があるから、これはきちっとお互いにやる中で議論をしなきゃいけない交渉だという話になっていたわけで、国会に対してだって、国会からの要求があって、そして農水省だって、そうやって国会に対して、つい直近まで答弁していた。ところが、その以前に、相手との関係では今年末ということまで言って交渉に臨んでやっているというのは、これはおかしいじゃないですか。

○松本（剛） 国務大臣 仕事のスピード感として今年末までにと申し上げたわけでありまして、内容をしっかりと議論するという私どもの立場に何ら変わりはないものと思っております。

○笠井委員 では、今年末というのは、これは撤回して、相手についても、そういうつもりじゃなかったと言うんですか。

○松本（剛） 国務大臣 加速して交渉するという中でスピード感の形として申し上げたわけでありまして、私どもの目標として申し上げたわけでありまして、何ら変わりはないと思っております。

○笠井委員 スピード感を持ってやるというのはいいですけども、ではいつまでにとというのは、また別なんですよ。

なぜこの問題が、わざわざ国会決議の中でも期限を定めずにということで言っていたのか。そして、農水省も政府もそういうことを受けながら、この問題の複雑さがあるから期限を定めずにやっている、定めているわけじゃないと言ってきたわけじゃないですか。スピード感という問題と、いつまでという目標の期限をはっきり言うこととは別で、それを言わないというふうに言ってきたのに、ちゃんと交渉するというふうに言ってきたのに、相手に対して言って合意していた。これは松本大臣も、そういう今年末ということでの合意を目指してやるということについては了承されてやってきました。

では、この発言の案で言われているような記述については、どのレベルで、実際にそこで言っている今年末までにとというようなことについては、決裁を得てやっていくという中身で相手とは交渉をやってきたんですか。

○松本（剛） 国務大臣 少なくとも、私は当時担当の副大臣でありましたし、こういった交渉、仕事をしていく中では、一番大切なことは中身である、同時にスピード感を持ってやるという意味で、大体いつまでぐらいにやるんだという議論はしてまいりましたので、私自身としては、むしろ、これまでも交渉を重ねてきましたので、あと何回だ、それならことしの前半か、そういうようなイメージの認識でおったというのが率直なところであります。

○笠井委員 では、大臣、率直に伺いますけれども、国会決議とのかかわりで言われていることとの関係、これまで言ってきたこととの関係で、本年末ということについて、文書にも書かれて、そして日米でもしゃべっているわけですね。そして、豪州、直接相手との関係でも述べて、相手も賛同しているということをやったことについては、国会決議ということに照らしていいことだと思いますか。民主党も賛成された国会決議でしょう。

○松本（剛） 国務大臣 期限を切らずに、拙速に期限を切ることによって我が国にとって問題のあるような交渉になったりすることのないように、またセンシティブ品目に配慮をするようにという趣旨の国会の決議だと理解をしております、当然、交渉の中身が大変重要だということは申し上げるまでもないことだというふうに思っております。

その上で、私どもとしては、指揮をする立場から申し上げれば、仕事というものでありますので、次はいつやる、次はいつやるという意味で、目標を定めて行っていきたいということをお願いしているというふうに考えております。

○笠井委員 外務省の中で目標を持ってやるのは、それはあり得ることですよ。でも、相手側との関係ですよ。相手側にも本年末ということまで言って、相手側も賛同するという事で交渉している。今、大臣言われたように、センシティブだからきちっとやっていくという話と、相手側には、いずれにしても今年末には日本はもうまとめる方向でいくんだということ交渉するのは別じゃないですか。

○松本（剛） 国務大臣 私どもとしては、まさに決議でもありましたように、センシティブ品目の交渉などについてしっかりやりたいということをお願いしておりますので、相手側がそのような理解をしているというふうには思っておりません。

○笠井委員 では、本年末について、言ったことについては間違っていないということですか。よくなかったと思うんですか、ふさわしくなかったと。どっちですか。あるいは、相手に伝えて賛同を得たということについて。

○松本（剛） 国務大臣 加速をしてやるということにかなったものだと思っております。

○笠井委員 だから、加速をしてやるということと、本年末ということ具体的には日本側から意思として伝えて向こうから賛同を得るとことは別問題だと思うんですよ。別と思いませんか。加速とずっと言われますよ。あなたは、大臣、そこるところをごっちゃにして、とにかく、加速している意味として本年末と言っているんだ、目標を目指しているんだと言われるけれども、交渉で相手に対して本年末ということまでこっちらから言っているということは、期限を設けずということと明らかに違うでしょう。

○松本（剛） 国務大臣 決議の趣旨は、期限を設けずにしっかり交渉せよということだと思っておりますので、そのことはしっかりと受けとめてやりたい、このように思っております。

○笠井委員 期限を設けずにしっかりやるんだったら、期限を設けて相手に言う、目標としても言うということは、それと違うでしょう。

○松本（剛） 国務大臣 繰り返しになりますが、やはり仕事は加速をしていくということもありますし、スピード感を持って行うためには、必要な形で私自身も進めていると思っております。

○笠井委員 お立場があるでしょうけれども、これはまずかった、相手に対してこういう期限を言ったけれども、それで間違っただけで文書が出ちゃって共産党から言われたかもしれないけれども、だけれども、それはやはり国会決議の趣旨からしたらまずかった、少なくともそういうことをこちらから言って、相手の賛同を得るようなことをやっちゃったら、交渉で、もう日本はそうやってやってきたでしょう、十二月になりましたよ、どうするんですかと言われてたら、それはどうするんですか。

○松本（剛） 国務大臣 しっかりと交渉に臨みたいと思っておりますし、センシティブ品目の配慮も含めて、私どもとしては、私は日本国の外務大臣でありますから、責任を持って取り組みたいと思っております。

○笠井委員 しっかり臨むためには期限を設けずにと、わざわざ国会も言って、政府も言ってきたんですから、期限を設けるようなことについて言及して相手に賛同を得たことについては、これはとりあえずチャラにするというのが本来の趣旨じゃないですか、しっかりやるんだったら。スピードアップしてやるというのと別問題ですよ。

○小平委員長 松本大臣、ちょっと待って。国会決議を遵守して取り組む、そういう答弁をされたらどうですか。

○松本（剛） 国務大臣 国会でお決めにいただいたことというのは重いものだというふうに先ほども答弁を申し上げたとおりでございます。

○小平委員長 どうですか、そういうことで。

○笠井委員 そういう立場なら、期限については撤回すると言わなきゃいけないということと、まして私は、先ほどもTPPに絡めても質問をやりましたけれども、今回被災した自治体とか農業団体、消費者団体を含めて、そもそも日豪EPAについても、交渉促進についてはスピードアップと言われましたけれども、懸念を示していたわけですよ。そして大震災で、政府が推進の前提としたような地方経済を支える経済基盤が壊滅的に打撃を受けているわけでありまして、この国会決議を尊重すると委員長からも言っていたいて、大臣もそのことは言われたんですけども、「政府は交渉の継続について中断も含め厳しい判断をもって臨む」、そこまで書いているんですね。まさに今はそのときだと思っておりますよ。

豪州側に、この間で、国会決議とのかかわりでも、今、この間言ってきたことについては、本年末と言ったけれども、それにこだわらずやらなきゃいけないのに加えて、まさに大震災で事情が変わったので、日豪EPAについては交渉をとりあえず中断して再考したいとか、私はやめるべきだと思うけれども、再考したいとか、少なくとも言わなきゃいけないんじゃないですか、これだけの震災であるわけだから。これまでのことを続けてやるという話で、ただただスピードアップしてやればいいのかということ、国内の現実、被災地の現実を見たら、果たしてそれでいいのかということが問われませんか。

○松本（剛） 国務大臣 中断についても、しっかりと交渉せよということで、我が国の国益にかなったものでなければそれは認めてはいけないという趣旨で中断をせよといったような決議の趣旨であったように記憶をいたしておりますけれども、それについては、私も先ほど申し上げたように、しっかりと我が国の国益を守る立場で努力をしたい、このように思っておりますが、外交の立場から申し上げれば、粘り強く交渉することというのは大切なことだと思っております。

○笠井委員 まさに国益を守るということになれば、被災そして原発災害という問題がありますから、その点に照らしてが一番の最大の今の国益だということになってくると思うんです。

そういう点では、これまでやってきたことについても、TPPもそうです、それからEPAもそうですけれども、ここでやはりこの事態に対して、立ちどまって考え直すべきだ。総理だって原発の問題でも、新增設の計画、エネルギー基本計画を、十四基ということで去年六月決められた、これについても白紙も含めて検討したいということをやられているわけですね。

だから、あらゆる問題、例えばTPPもEPAもそうですけれども、やはりそういう点に照らして、きちっとこの点、今の現時点に立って何が一番大事かという立場で洗い直してもらって、再検討も必要だということをおっしゃるんですが、いかがですか。

○松本（剛） 国務大臣 現時点に立って最も必要なことを全力で進めてまいりたいと思っております。

○笠井委員 オーストラリアにしても、ほかの多くの国々と同じように、あるいはそれ以上にということも含めて、今回の大震災に対して非常に心を痛めながら支援をするという表明もされて、いろいろやってやろうというふうにやっていたらいいわけですから、わかってもらえる話だと思うんです。そこはやはりきちっと臨んでいただきたいと思っております。

最後に、在外公館の問題について関連して伺っておりますが、ASEANの日本代表部を新設するということがありますけれども、昨年十月には、ASEANプラス3の首脳会議を初めとして、日本・ASEANの首脳会議それから東アジア首脳会議が開催されて、一連の会議での合意を促進するために日本が積極的に貢献していくことが確認されております。

さらに、今回の東日本大震災に対する支援を含めて、ASEAN諸国との協力関係の強化が一層重要になっているということでもありますけれども、大臣、改めて今日における対ASEAN外交の基本姿勢、それから、新設するというASEANの日本代表部というのは、非常にやはり、アジアの平和の流れ、非核の流れ等も含めて、あるいは経済との関係も含めて大きな役割を担わなきゃいけないと思うんですが、どういう役割を果たすべきだというふうにお考えか、伺いたいと思っております。

○松本（剛） 国務大臣 我が国とASEANとの長いきずなというのは先刻御承知のとおりでありまして、先般、私自身も特別外相会議へ伺わせていただきましたけれども、まさに我が国にとっても、またASEAN各国にとっても前へ進む内容であるからこそ長続きをしたんだというふうに思っております。

ちなみに、経済連携その他も、押しつけられたものではなくて、我が国にとっても向こうにとっても思うものを進めているつもりではありますけれども、これはASEANについても、さらに、今回、代表部を設けることがお認めをいただければ設置されることとなってくるわけでもありますけれども、従来からの経済、安全保障面でのつながり、そういったものの中には防災、感染症対策などもありましたけれども、とりわけ、今回の震災を踏まえて防災、災害対策などの面での協力を深めていきたいという私の考え方を先般の特別外相会議でも伝えてまいりましたし、こういったものはやはりASEANの事務局との連携というのも重要になってくるという意味で、

代表部の果たす役割はこれから大きく期待をされるものと思っております。

○笠井委員 せっかく代表部も設けてということで活動を積極的にやろうということですから、今大臣が言われたんですけれども、経済連携の問題もそうですし、いろいろな協力もそうですが、やはりお互いにとって、あるいは国民にとっていいことでなければいけないわけで、そういう点で見ると、今の日本の現実というのは、本当に今深刻に、震災あるいは原発の事故があってというもとですので、そこは大いに、日本の事情や日本国民の立場から何が今一番ベストなのかということで、これまでやってきた交渉も含めて洗い直して再検討する。必要なら見直して、とりあえずはやめるとか、相手側にもそのことは率直に言って、やはりわかってもらおうという関係が必要だと思えます。

その点、最後、一言、立場として伺っておきます。

○松本（剛） 国務大臣 もちろん、この震災というのは、今さらあれですけれども、夢であってほしいと思うぐらいのところがあるわけでありましてけれども、本当に残念ながら、厳しい現実でありますので、もちろん、あらゆる面でそのこともしっかり念頭に置きながらやらなければいけないということは、私もそう考えております。

○笠井委員 時間が来ましたので、終わります。